報告第36号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

専決処分第25号

# 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年10月22日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

１　事故発生の日時

令和８年９月16日　午前８時30分

２　事故発生の場所

つくば市高野台二丁目113番

３　相手方

(1) 住所　つくば市■■■■■■■■■

(2) 氏名　■■　■■

４　事故の概要

上記場所において、相手方がつくば市道5-2917号線を北東に向かって走行中、道路上の穴によってタイヤがパンクし、ホイールを損傷させたもの

５　損害賠償額

金16,940円（過失割合　市50％　相手方50％）

6　和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金16,940円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。